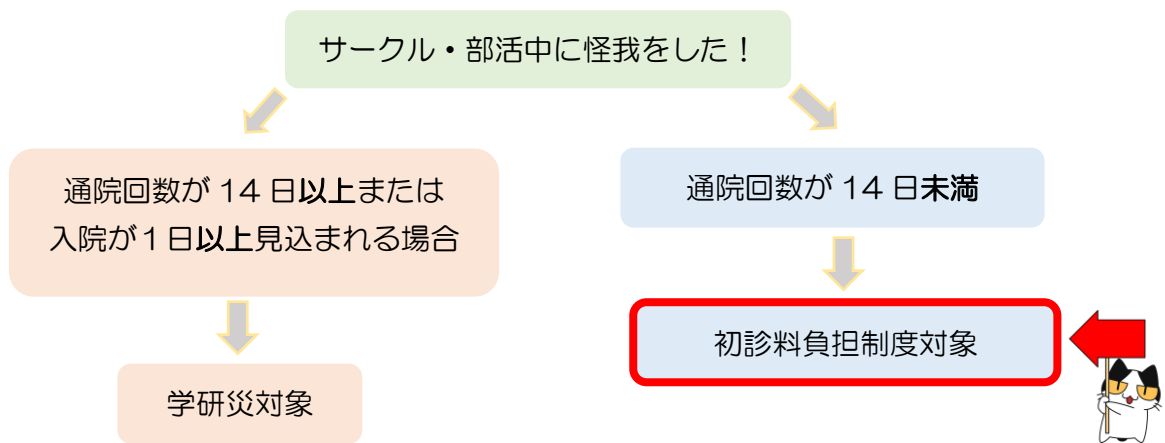


初診料大学負担制度について

課外活動※¹ 中のケガに限り、学研災※² の適用外かつ付帯学総※³ 未加入の場合に初診料を大学側が補助してくれる制度です。（保険診療のみ、補助上限額 1 万円）

- ※¹ 課外活動とは…大学の規則にのっとった所定の手続きにより、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動（サークル・部活動等）。
- ※² 学研災とは…学生教育研究災害障害保険の略称。基本、学生全員が加入している保険。
- ※³ 付帯学総とは…学研災付帯学生生活総合保険の略称。強制加入ではない。



【申請の流れ】.....

- ① 付帯学総に加入しているかどうか確認しましょう。
※付帯学総に加入している場合は初診料制度の対象になりません！
- ② 初診時の**領収書の原本**を用意しましょう。
※領収書原本は返却できません。必要な場合はあらかじめコピーをとっておいてください。
- ③ 医務室へ怪我の報告をしましょう。申請に必要な書類をお渡しし、振込口座の登録についてご案内します。
- ④ 教育支援課に怪我の報告に行き、活動申請があったかどうか確認しましょう。
※怪我当日の活動申請がない場合は初診料負担制度の利用ができません！
- ⑤ 申請に必要な書類を記入しましょう。
※顧問の先生のサインが必要です。他キャンパスの部活・サークルに所属しており顧問の先生のサインをもらうのが難しい場合は医務室へ相談してください。
- ⑥ 医務室に書類の提出をしましょう。
※書類提出から口座振込までは約 1～2 か月かかります。

⚠ 年度をまたいでの申請はできません。 怪我をしたら、1 週間以内を目安に申請しましょう。
※年度末間際の申請には対応できない場合があります。